

[事案 30-211] 配当金支払請求

・平成 31 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に渡された設計書に記載されたとおりの金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 3 月に契約した養老保険について、以下の理由により、設計書の記載どおりの金額を支払うか、損害賠償金を支払ってほしい。

- (1) 契約時に設計書に記載されていた金額を支払うことが、本契約の内容である。
- (2) 保険会社から平成 19 年 12 月まで何の連絡もなかったために、契約に関する決定の機会を失っていたので、設計書記載の配当水準がそれまでの間継続したものとして取り扱われるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書は、将来における配当金の受取額を予測したものを記載しており、設計書に記載した具体的な金額が契約内容となるものではない。
- (2) 設計書には、配当金の金額および年金受取額が変動することがある旨が赤字で記載されている。
- (3) 申立人に対して、毎年の配当金と積立配当金残高を記載した通知を、契約後 3 年目から満期まで年 1 回送付していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載されている内容が契約の内容であるとは認められず、保険会社の説明義務（情報提供義務）違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。